

<参考資料>

(資料1) 国鉄改革関連法案成立時の国会における附帯決議 (第107国会 参議院日本国有鉄道改革に関する特別委員会 昭和61(1986)年11月28日(抜粋))

全文→[国会会議録ホームページ](#)

○安恒良一君 私は、ただいま可決されました日本国有鉄道改革法案外七案に対しまして、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び新政クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

日本国有鉄道改革法案、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律案、新幹線鉄道保有機構法案、日本国有鉄道清算事業団法案、日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置法案、鉄道事業法案、日本国有鉄道改革法等施行法案並びに地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本国鉄改革関連八法案の施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一.(略)

二、各旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社の輸送の安全の確保及び災害の防止のための施設の整備・維持、水害・雪害等による災害復旧に必要な資金の確保について特別の配慮を行うこと。

三～一三 (略)

※ ※ ※

本附帯決議案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長(山内一郎君) 多数と認めます。よって、安恒君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、橋本運輸大臣及び葉梨自治大臣から発言を求められておりますので、この際順次これを許します。橋本運輸大臣。

○国務大臣(橋本龍太郎君) ただいまは、日本国有鉄道改革法案、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律案、新幹線鉄道保有機構法案、日本国有鉄道清算事業団法案、日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置法案、鉄道事業法案並びに日本国有鉄道改革法等施行法案につきまして、慎重な御審議の結果御可決いただきましてまことにありがとうございました。

また、附帯決議につきましては、その御趣旨を尊重し、政府として努力してまいります。ありがとうございました。

○委員長(山内一郎君) 葉梨自治大臣。

○国務大臣(葉梨信行君) ただいまは、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、慎重な御審議の上御可決いただきましてまことにありがとうございました。

また、附帯決議につきましては、その御趣旨を尊重して善処してまいりたいと存じます。ありがとうございました。

(資料2) 赤羽一嘉国土交通大臣記者会見 (2019年10月25日、抜粋)

全文→[国交省ホームページ](#)

(問) 台風のことで伺いたいのですが、鉄道関連のことで伺いたいのですけれども、今回の台風では財政基盤が弱い地域鉄道の被害も目立ちました。

現在の鉄道軌道整備法の補助スキームだと、どうしても事業者への負担が重すぎるのではないかという声も事業者側から出ているのですけれども、こういった声に対して国としてどう応えていくか御所見をお願いします。

(答) 今回、台風19号によって、今お話がありましたように全国で多くの鉄道路線が被災し、今順次運転を再開しつつあるものの、現在も運転を休止している路線は、10月24日現在であります。6事業者15路線となっています。

この中でも橋梁の流出等の大きな被害を受けた路線では現在も運転再開の見込みが立っていない状況でして、私も、先日、茨城に足を運んだときに、当初、那珂川と久慈川の氾濫箇所を視察したのですが、その日の夕方に、地元の知事、首長の皆さまから、水郡線という水戸から郡山の鉄道の橋梁が流出して不通になって大変な状況になっているということの御要望をいただきました。日を改めてもう一度足を運んで、現場に行ったところです。

こうした被害の大きい路線の早期復旧に向けて、今、第3セクター鉄道などへは、鉄道運輸機構や鉄道総合技術研究所による技術支援を行っているほか、道路管理者や河川管理者など関係機関との連携、調整が円滑に図られるよう必要な支援を行うこととしております。

また、運休中の路線の代替輸送の確保については、地方運輸局、鉄道事業者、バス事業者等が連携して対応しておりまして、地元とも調整の上、各路線において代行バス輸送等を実施しているところです。

御指摘のように、しなの鉄道が不通になっておりまして、その代替として北陸新幹線を利用していただけのような措置も取らせていただきました。

経営状況が脆弱な鉄道会社についての支援というのは1つ大きな課題だと思っておりますし、橋梁が流された場合などはなかなか物理的に復旧・復興までに時間がかかりますので、そうしたこともしっかりと受け止めて、どうあるべきかしっかりと検討していきたいと考えています。

(資料3) 「整備新幹線の取扱いについて」(平成8(1996)年12月25日付政府与党合意、抜粋)

全文→[国交省ホームページ](#)

今後の整備新幹線の取扱いに関し、以下のとおり決定する。

一～三 (略)

四、並行在来線については、以下のとおりとする。

(一) 建設着工する区間の並行在来線については、従来どおり、開業時にJRの経営から分離することとする。

(二) 具体的なJRからの経営分離区間については、当該区間に関する工事実施計画の認可前に、沿線地方公共団体及びJRの同意を得て確定する。

(三) (略)

五～八 (略)